

令和4年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その14)

区 分	件 名	概 要																				
<p>◎予算 (7件) 総務部</p>	<p>【議案第 153 号】令和4年度三重県一般会計補正予算(第6号) (補正額 約12億円)</p> <p>【議案第 154 号】令和4年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約8百万円)</p> <p>【議案第 155 号】令和4年度三重県水道事業会計補正予算(第2号) (補正額 約5百万円)</p> <p>【議案第 156 号】令和4年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第2号) (補正額 約4百万円)</p> <p>【議案第 157 号】令和4年度三重県電気事業会計補正予算(第2号) (補正額 約1百万円)</p> <p>【議案第 158 号】令和4年度三重県病院事業会計補正予算(第2号) (補正額 約1千5百万円)</p> <p>【議案第 159 号】令和4年度三重県流域下水道事業会計補正予算(第2号) (補正額 約1百万円)</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>7 件</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">議案10件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>報 告 出</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>0 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	予 算	7 件	}	議案10件	条 例 案	3 件	その他議案	0 件	認 定	0 件	報 告 出	0 件	提 出	0 件			計	10 件		
予 算	7 件	}	議案10件																			
条 例 案	3 件																					
その他議案	0 件																					
認 定	0 件																					
報 告 出	0 件																					
提 出	0 件																					
計	10 件																					

区 分	件 名	概 要
◎条例案 (3件) 総務部	【議案第 160 号】 知事及び副知事の給与及び 旅費に関する条例等の一部 を改正する条例案	特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うものである。 (公布の日(一部令和5年4月1日)から施行) (改正内容) ・ 特別職に属する職員の期末手当について、年間支給割合を100分の330(現行100分の325)に改める。
総務部	【議案第 161 号】 職員の給与に関する条例等 の一部を改正する条例案	人事委員会の議会及び知事に対する令和4年10月12日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の給料月額並びに地域手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものである。 (公布の日(一部令和5年4月1日)から施行) (主な改正内容) (1) 一般職に属する職員の給料月額を改定する。 (2) 一般職に属する職員の地域手当について、支給割合を100分の4.7(現行100分の4.6)に改める。 (3) 一般職に属する職員の勤勉手当について、年間支給割合を100分の200(現行100分の190)に改める。
教育委員会	【議案第 162 号】 公立学校職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例 案	人事委員会の議会及び知事に対する令和4年10月12日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、公立学校職員の給料月額並びに地域手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものである。 (公布の日(一部令和5年4月1日)から施行) (主な改正内容) (1) 公立学校職員の給料月額を改定する。 (2) 公立学校職員の地域手当について、支給割合を100分の4.7(現行100分の4.6)に改める。 (3) 公立学校職員の勤勉手当について、年間支給割合を100分の200(現行100分の190)に改める。